

地域の歴史文化を活かしたまちづくり事業募集要項

この事業は、「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」（令和3年3月）の考え方に基づいて、地域の歴史文化を活かしたまちづくりを目的とした取り組みに要する経費に対して、その一部または全部を助成するものです。この事業を通して、各地域で身近な歴史文化を活かしたまちづくりが積極的に展開されることを目指します。

1 趣 旨

この事業は、「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」（令和3年3月）の考え方に基づいて、地域の歴史文化を活かしたまちづくりを目的とした取り組みに要する経費に対して、その一部または全部を助成するものです。

丹波篠山市内には歴史的な建物や史跡、天然記念物などの指定文化財だけでなく、昔ながらの町並みや農村の風景、古くから伝わる伝統行事などが暮らしの中に息づいています。「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」では未指定の文化財を含む全ての文化財を「歴史資産」として、積極的なまちづくりへの活用を目指しています。

本市の貴重な歴史文化を継承していくために、地域の身近にある「歴史資産」を保存・活用する様々な取り組みを支援し、地域主体のまちづくりを推進することを目的とします。

2 対象団体

丹波篠山市内のまちづくり協議会、自治会、文化財保存活用団体

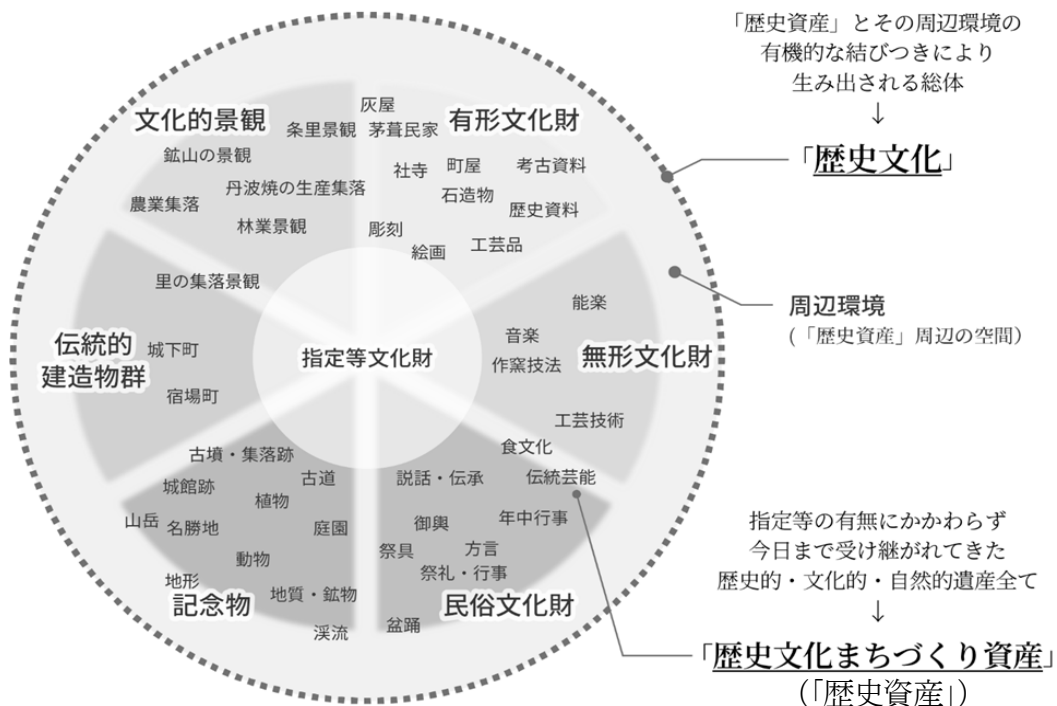
※上記以外の団体は対象となりません。

3 対象事業

- (1)地域の歴史資産を普及啓発するための事業（説明板の作成等、文化遺産マップの作成）
- (2)地域の歴史資産を継承するための事業（地域の祭礼行事などの後継者の養成、用具の整備）
- (3)地域の歴史文化を調査研究するための事業（地域の歴史資産の調査、伝統行事の記録作成等）
- (4)その他、地域の歴史資産を保存・活用するための事業

【地域の歴史文化を構成する身近な文化財（歴史資産）の例】

ア 古民家・社寺などの建築物、地蔵・道標	オ 遺跡（城跡、古墳、窯跡）
イ 地域に伝わる絵画・仏像・古文書・工芸品	カ 地域の特徴的な動植物
ウ 地域に伝わる踊り・民謡・芝居	キ 伝統的な工芸技術（陶芸、染物等）
エ 地域に伝わる祭礼、年中行事	ク その他地域の歴史文化に関わるもの



歴史文化まちづくり資産と歴史文化の概念図「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」（令和3年3月）より

4 対象としない事業

- (1) 団体及び団体を構成する者の財産の形成や営利を目的とする事業
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする事業
- (3) 建物修理等のハード整備事業
- (4) 通常の維持管理のための草刈りなどの環境整備事業
 - ※山城の活用のための登山道整備などにともなう樹木伐採は対象とします。
- (5) 歴史資産の保存・活用に資する場合を除き、単なる一過性のイベントや過去に実施した事業と同じ内容の事業を繰り返し行い、まちづくりの発展に寄与すると判断できない事業
- (6) 公序良俗に反する内容が含まれている事業

5 助成内容等

(1)助成額

1 団体につき上限 10 万円（対象経費の 80%、千円未満切り捨て）

(2)事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3)助成対象経費

- ①印刷費（冊子作成等）
- ②需用費（活動資材、燃料代、祭礼用具の修繕等）
- ③役務費（ボランティア保険等）
- ④備品購入費（伝統的な祭礼に必要な道具の購入等）
- ⑤委託費（歴史資産の保存活用のために特に必要と認められるもの）

(4)助成対象としない経費

- ①事業の目的と無関係な経費
- ②会議等での飲食代（弁当、お茶、酒類など）
- ③団体の維持管理経費（事務所の光熱水費、電話代、FAX 代など）
- ④団体が当然負担すべき経費（クリーニング代、収入印紙代など）
- ⑤実行委員会等及び構成団体またはその構成員等に対する支出

6 助成団体の決定

(1)決定方法

書類審査により、助成団体及び助成金額を決定します。ただし、申請金額が一定数を超えた場合、厳正なる抽選の上、決定します。抽選を行う場合は別途お知らせします。

(2)申請方法等

- ①募集期間 令和8年4月1日（水）から4月30日（木）

助成申請書を期間内に丹波篠山市教育委員会文化財課文化財係までご提出ください。

申請書類の見本はホームページからダウンロードできます。

- ②受付時間 平日 9時00分から17時00分まで

7 助成方法等

(1)助成金の支払い

助成金は決定後、団体の請求にもとづき概算払いを行い、事業完了後、実績報告書により精算します。助成金に残額が生じた場合は、返金いただきます。

(2)実績報告

事業完了後は、令和9年3月31日までに実績報告書の提出をお願いします。

(3)助成の取消及び助成金の返還

助成金を対象事業以外の用途に使用したときや助成要件に違反したとき、又は不正な手段により助成金の交付を受けたと認められた場合は、助成を取り消すほか、既に支払い済みであっても助成金の返還を求めます。

8 その他

(1)事業実施に関する責任は、すべて実施団体に帰すものとします。

(2)申請書等の様式は市のホームページよりダウンロードできます。

9 担 当

〒669-2397 丹波篠山市北新町41 丹波篠山市役所第2庁舎3階

丹波篠山市教育委員会事務局 社会教育部 文化財課 文化財係

電 話 552-5792/FAX552-8015

メール bunkazai_div@city.sasayama.hyogo.jp